

周南市漁港管理条例の一部を改正する条例制定について

周南市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月20日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市漁港管理条例の一部を改正する条例

周南市漁港管理条例（平成15年周南市条例第186号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第14条第1項中「又は占有の許可を受けた者」を「若しくは占有の許可を受けた者又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）」に改め、同項ただし書中「同条第4項」を「法第39条第4項」に改める。

別表第3 占用料の項区分の欄中「その他の工作物」を「その他の占有」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市漁港管理条例新旧対照表

現行	改正案																
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、市が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(土砂採取料等)</p> <p>第14条 漁港の区域内の水域（市以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取又は占用の許可を受けた者からは、別表第3に掲げる土砂採取料又は占用料（以下「土砂採取料等」という。）を徴収する。ただし、<u>同条第4項</u>に規定する者については、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第3（第14条関係）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、市が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(土砂採取料等)</p> <p>第14条 漁港の区域内の水域（市以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取若しくは占用の許可を受けた者又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）からは、別表第3に掲げる土砂採取料又は占用料（以下「土砂採取料等」という。）を徴収する。ただし、<u>法第39条第4項</u>に規定する者については、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第3（第14条関係）</p>																
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="138 1241 286 1316">名称</th><th data-bbox="286 1241 667 1316">区分</th><th data-bbox="667 1241 835 1316">単位</th><th data-bbox="835 1241 1122 1316">金額</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="4" data-bbox="138 1316 1122 1390">(略)</td></tr></tbody></table>	名称	区分	単位	金額	(略)				<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1140 1241 1288 1316">名称</th><th data-bbox="1288 1241 1668 1316">区分</th><th data-bbox="1668 1241 1836 1316">単位</th><th data-bbox="1836 1241 2123 1316">金額</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="4" data-bbox="1140 1316 2123 1390">(略)</td></tr></tbody></table>	名称	区分	単位	金額	(略)			
名称	区分	単位	金額														
(略)																	
名称	区分	単位	金額														
(略)																	

現行					改正案						
占用料	(略)				475円	占用料	(略)				475円
	その 他の もの	橋りょう又は通 路	1平方メ ートル1 年につき	630円			その 他の もの	橋りょう又は通 路	1平方メ ートル1 年につき	630円	
		<u>その他の工作物</u>						<u>その他の占用</u>			
備考 (略)					備考 (略)						